

武蔵野市学習者用コンピュータ通信

特別号

発行
武蔵野市教育委員会指導課
令和7年7月

市ホームページにも、これまでのバックナンバーを含め掲載しております。

「学習者用コンピュータ通信」を検索
していただくか、二次元コードでア
クセスしてください。



学習者用コンピュータ通信

検索



夏休み前に、ご家庭における学習者用コンピュータの使用について約束を作りましょう

学校では、子どもたちが、デジタル・シティズンシップを含む情報活用能力を身に付けるために、計画的に教育活動を進めています。しかし、情報活用能力を身に付けるためには、家庭でも適切な使い方をすることが重要です。「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」でも保護者の役割として、

- 児童・生徒が学習者用コンピュータの自律した活用をするための、使用に関する約束づくり。

をすることが特に重要であると定めています。

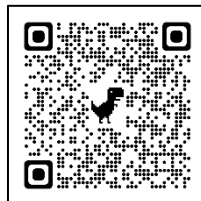
家庭における学習者用コンピュータの活用方法の約束をつくる上で、

- 保護者が一方的に使い方や約束の内容を決めない
- 子どもに使い方を任せきりにしない
- 家庭で話し合い、互いに納得できる使い方を決める
- 定期的に使い方を振り返り、使い方や約束の内容を子どもの実態に合った内容に見直す

ことが大切です。

また、考えられる約束の内容として、

- 使用する目的:「何のために、学習者用コンピュータを使うのか」
- 使用する時間:「どのくらいの時間使うのか(何時から何時まで使うのか)」
- 使用する場所:「どこで使うのか」
- 使用する機能:「こういったアプリケーションを使えばいいのか」
- 結果の共有:「やってみてこういったことができたのか(分かったのか)」
- 端末の保管等:「どこに片づけておくか」「学校でどんなことに使ったか」



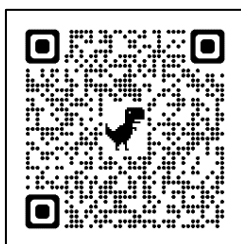
「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」

https://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/037/763/shishin1.pdf

といったことが挙げられます。

夏休みは家庭で学習者用コンピュータを使う機会が多くなることが考えられます。夏休みに入る前に、家庭での使用における約束を作り、適切な使い方ができるよう準備をお願いします。

なお、次ページに、市教育委員会が作成した「学習者用コンピュータの家庭での使用における約束」を掲載します。学校から配付されたものが無い場合は、ご家庭での約束作りの参考にご活用ください。



「学習者用コンピュータの家庭での使用における約束」

https://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/037/763/yakusoku.pdf

(裏面あり)

学習者用コンピュータの家庭での使用における約束

学習者用コンピュータを家で使用する際の約束を、保護者と話し合って作成しましょう。

約束1 家で学習者用コンピュータは、こんなときに使います。

【使う場面】

約束2 家で使う時間は、_____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分までにします。

約束3 家で使う場所は_____で使います。

約束4 家で次のアプリや機能は使いません。

【使わないアプリ・機能】

約束5 家では_____に保管します。

1学期の振り返り 当てはまるものに○を付けましょう。

1 約束をすべて守れた。 2 守れなかった約束がある。 3 すべて守れなかった。

↳守れなかった約束【1・2・3・4・5】

【2学期に向けて内容を変えたり、新たに作ったりした約束】

【保護者より一言】

2学期の振り返り 当てはまるものに○を付けましょう。

1 約束をすべて守れた。 2 守れなかった約束がある。 3 すべて守れなかった。

↳守れなかった約束【1・2・3・4・5】

【3学期に向けて内容を変えたり、新たに作ったりした約束】

【保護者より一言】

3学期の振り返り 当てはまるものに○を付けましょう。

1 約束をすべて守れた。 2 守れなかった約束がある。 3 すべて守れなかった。

↳守れなかった約束【1・2・3・4・5】

【1年間の使い方を振り返り・来年度の目標】

【保護者より一言】